

質問事項に対する回答

調査等名)北陸自動車道 中之島見附IC雪氷施設新築実施設計

番号	資料の種類	ページ	質問事項	回答
1	特記仕様書		各敷地共、は明確に決定されておりますでしょうか。	大積スマートICのみ決定されておりません。
2	特記仕様書	1 1-4	各敷地の測量図は提供いただけるでしょうか。無い場合、敷地図は提供していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	提供いたします。
3	特記仕様書	5 2-1-1 ①	中之島見附 IC 雪氷詰所の雪氷詰所の積算要領の建物類型をお教え願います。	施設工事調査等積算基準 別表 1-1 のとおりです。
4	特記仕様書	5 2-1-1 ①	雪氷詰所と特大車庫は 1 棟となるのでしょうか。あるいは 2 棟で上下に重なるのでしょうか。	1 棟で計画しています。
5	特記仕様書	5 2-1-1 ⑩	大積 PA エレベータ新築は、積算要領の どの建物の類型に分類されるのでしょうか。またその時の依頼度をお教え願います。	施設工事調査等積算基準 別表 1-1 第一号第1類とお考え下さい。 当社の施設工事調査等積算基準では依頼度はありません。
6	特記仕様書		本件実施設計建物を設計するにあたり、共通仕様書にある基本設計図書に基づいて実施設計を行うための基本設計図書は一式貸与していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	基本設計は行っておりません。

7			本実施設計にあたり、地盤面や道路などの外構部の設計は完了しているものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
8			設計に必要な地盤調査報告書は全て業務開始時に貸与していただいただけと考えてよろしいでしょうか。	貸与いたします。
9			それぞれの敷地内の既存建物の完了検査済証、確認済証、確認申請図書、各種申請図書は全て揃っているものと考えてよろしいでしょうか。	中之島見附IC分については揃っています。 大積PA分については計画通知、適合する旨の通知、検査済証の許可年月日・番号は分かりますが、書類の控えがありません。
10			既存建物の法適合確認は本業務には一切含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
11			既存建物の法適合確認が必要な場合、レーダー探査や仮設足場等の特殊な器具、道具は必要ないと考え、地面などからの目視調査を基本とすると考えてよろしいでしょうか。 そうでない場合は建物ごとの具体的な調査範囲と調査方法をお教え願います。	質問番号10のとおりです。
12	特記仕様書	6 2-1-1 ⑥	スマートICの詳細設計はいつ頃図面を頂けるのでしょうか。	詳細な時期は未定です。
13	特記仕様書	7 2-1-2 (2)	開発申請許可とは、都市計画法の開発許可でしょうか。またどの建物がその申請範囲に入るのでしょうか。	中之島見附 IC は市街化調整区域であり、都市計画法第 43 条に基づく申請となります。 大積スマートIC・大積 PA については開発行為申請対象外となります。

14	特記仕様書	7 2-1-2 (2)	建築基準法第12条5項の報告業務とありますが、具体的にどのような内容を報告するのでしょうか。複数の建物で必要ある場合、それぞれどのような内容を報告するのか具体的にお教え願います。	確認申請手続業務に付随し記載しているものです。不適合の建築物が見つかった場合に報告業務が発生しますが、現状でその予定はありません。
15	特記仕様書	9 2-4-1 (5)	本設計には解体設計は一切含まれていないと考えてよろしいでしょうか。異なる場合はその内容を具体的にお教え願います。	そのとおりとお考え下さい。
16			敷地内にはイナバの物置の様な倉庫類で、確認申請を取っていない物は一切ないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
17	特記仕様書	9 2-4-7	計画する建物の外構は建物から周囲2M程度の範囲と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
18	特記仕様書	9 2-4-3	工程ステップは何段階で想定されておりますでしょうか。具体的にお教え願います。	想定しておりません。
19	特記仕様書	9 2-4-4	太陽光パネルなどの環境性の高い設備の設置は想定されておりますでしょうか。想定されている場合はその内容を具体的にお教え願います。	想定しておりません。
20			本業務では内工期は定められていないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。